

東京外かく環状道路（東名高速～関越道間）における 大深度地下の使用に関する事業間調整の結果について

- 記者発表資料 -

国土交通省は、東京外かく環状道路（東名高速～関越道間）の大深度部分について、鉄道、電気、ガス、通信など公共の利益となる事業者（以下、事業者という。）を対象に事業の共同化や事業区域の調整など事業間調整を行うため、平成19年1月26日から平成19年2月26日の間、事業概要書を縦覧しました。

事業概要書を縦覧した結果、縦覧期間満了の日までに事業者から事業の共同化や事業区域の調整などの申し出はありませんでしたので、大深度法に基づく「事前の事業間調整」の手続きを終了します。

事業概要書は、「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」（以下、大深度法という。）に基づく「事前の事業間調整」を行うため、事業計画の概要や、概ねの事業区域（使用権を設定する区域）を示したものです。事業区域又はこれに近接する地下において、事業間調整が必要な事業者は、事業概要書の縦覧期間満了の日までに申し出ることとしていました。

なお、事業概要書の縦覧は、事業者間における計画調整を行うために実施したものであり、使用認可の申請の実施については、今後、事業の施行が確定した場合に検討することとなります。

平成19年2月27日

国土交通省 関東地方整備局

記者発表クラブ

国土交通記者会	国土交通省建設専門紙記者会
国土交通運輸記者会	竹芝記者クラブ
横浜海事記者クラブ	神奈川建設記者会
都庁記者クラブ	

お問合せ先

国土交通省	関東地方整備局	道路部	計画調整課
課長：鈴木 通仁	電話	048-600-1343（計画調整課直通）	
国土交通省	関東地方整備局	東京外かく環状道路調査事務所	
副所長：川端 道雄	電話	03-3707-3000（内線204）	

外環（東名高速～関越道間）における大深度地下利用について

（１）大深度地下の考え方・・・通常利用されない空間が大深度地下です

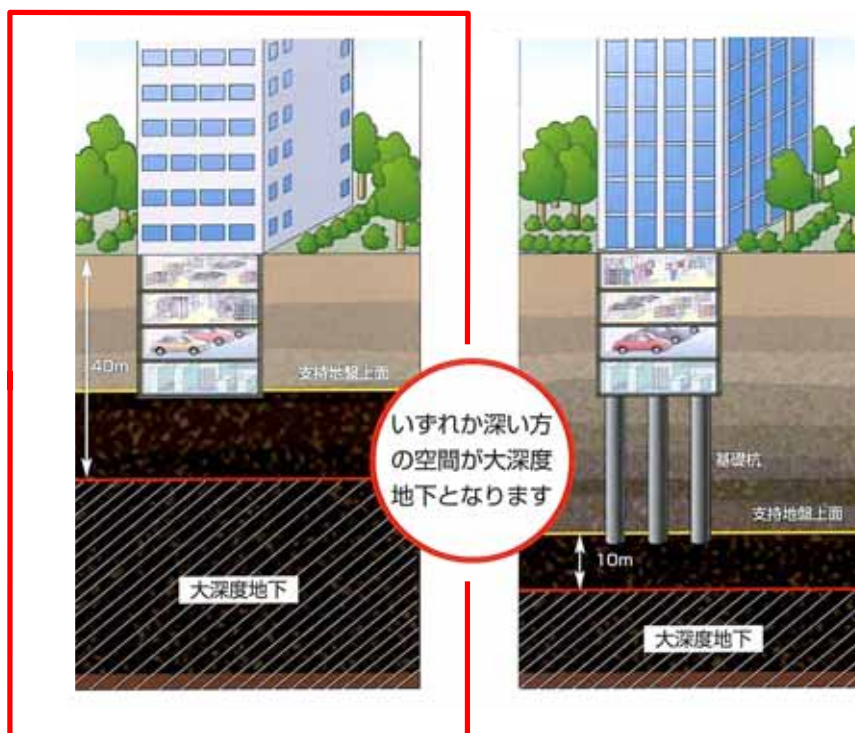
「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」における大深度地下とは、次の または のうちいずれか深い方の深さの地下です。

地下室の建設のための利用が通常行われない深さ（地下40m以深）

建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ（支持地盤上面から10m以深）

既存文献等を調査した結果、外環が計画されている区間の支持地盤上面は、地下25mの位置になると考えられることから、上記の「支持地盤上面から10m以深」とは、地下35m以深となります。

よって、外環が計画されている区間の大深度地下の深さは、現段階では 地下40m以深と考えられます。



（２）大深度地下を利用した場合のメリット

大深度地下を利用した場合、以下のようなメリットがあります。

大深度地下は事前に補償を行うことなく使用権の設定が可能であるため、事業期間の短縮や、計画的な事業の実施が可能となります。

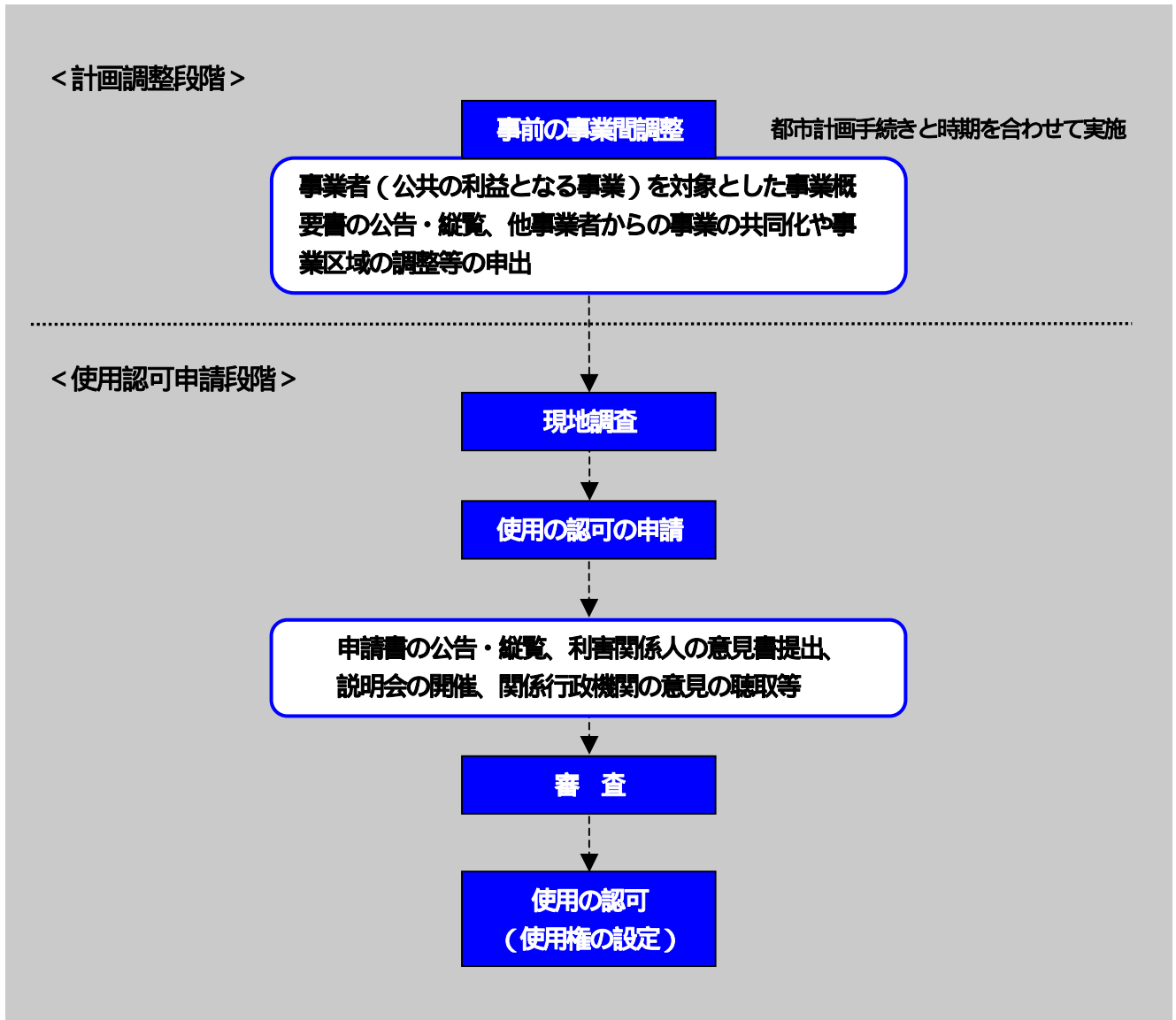
地表や浅い地下に比べ地震の影響を受けにくいいため、安全性の向上に寄与します。

地上で事業を実施する場合と比較して、騒音の減少、景観の保護等、地上の都市環境の保全に寄与します。

(3) 大深度法手続きの流れ・・・現在は事業間における計画調整の段階です。

外環における大深度法の手続きの流れは以下に示すとおりです。

外環は現在、事業間（公共の利益となる事業）における計画調整の段階であり、使用の認可の申請については、今後、事業の施行が確定した場合に検討することとなります。



(4) 大深度地下に使用権が設定された場合の補償の考え方

大深度地下については、通常は補償すべき損失が発生しないと考えられるため、事前に補償することなく使用権を設定することが可能となります。

ただし、

- ・ 井戸等の物件が既に設置されている場合は、事前に補償が必要となります。
- ・ 例外的に、既存物件の補償以外に補償すべき具体的な損失がある場合には、損失を受けた者が1年以内に事業者に対して請求できます。